

## 鹿屋体育大学体育学部の教育課程及び履修方法等に関する規程

改正	〔平成26年3月20日〕
	規程第2号
	平成27年3月6日
	規程第2号
	平成27年7月10日
	規程第14号
	平成28年3月18日
	規程第1号
	平成28年10月26日
	規程第25号
	平成31年3月4日
	規程第3号
	平成31年4月19日
	規程第12号
	令和2年3月31日
規程第6号	
令和3年3月26日	
規程第9号	
令和3年12月3日	
規程第43号	
令和4年3月28日	
規程第8号	
令和5年12月20日	
規程第18号	

鹿屋体育大学体育学部の教育課程及び履修方法等に関する規程(平成15年4月30日規程第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿屋体育大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、本学体育学部の教育課程及び履修方法等の円滑な実施のために必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目の区分等)

第2条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

授業科目の区分		摘 要
一般科目	コミュニケーション科目	国内はもとより国際社会で活躍できる語学力とコミュニケーション能力を涵養する科目
	社会・文化・自然科目	社会の一員として、人間、社会、文化、自然及び環境に関する教養や態度を涵養する科目
	総合科目	社会の一員として、基礎的な情報リテラシー、表現的能力や討論力を身につける科目
キャリア形成科目	キャリアデザイン科目	スポーツリーダーとしての将来像と勤労観・職業観を醸成する科目
専門科目	基礎科目A(人文・社会・	体育学の基礎となる人文・社会及び自然系の分野の内容を理

	自然系)	解する科目
	基礎科目 B (指導・普及系)	スポーツ・武道及び体育・健康づくりについての指導や普及の基礎的な内容を理解する科目
	応用科目	国民各層のスポーツ・武道及び体育・健康づくりを指導し、普及させるための専門的、応用的な内容を身につける科目
	実験演習科目	スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する基礎的な科学的支援力や表現的能力を身につける科目
	関連実技科目	スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する基礎的な実技力を身につける科目
	ゼミナール(卒業研究)	スポーツ・武道及び体育・健康づくりにおける関心あるテーマについて、体育学の知識を総合的に活用し、課題設定、解決、説明する能力を身につける科目
専攻科目	専修科目	アスリート・コーチング系 生涯スポーツ系 武道系
	指導実践科目	スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関して、年齢、目的等に応じた体系的な実技指導力や事業運営力を身につける科目
教職科目	教職	中学校や高等学校の教員としての免許を取得するための教職に関する科目
	専門	中学校や高等学校の保健体育の教員としての免許を取得するための専門(教科)に関する科目

2 必修科目、選択科目及び自由科目の区分は、次のとおりとする。

区 分	摘 要
必修科目	単一の授業科目で、その修得が義務づけられている科目
選択科目	数個の授業科目群のうちから指定する数の授業科目(単位数)の修得が義務づけられている科目
自由科目	必修科目及び選択科目を除き、その修得を卒業認定の要件とされている科目

3 授業科目及び単位数等は、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5のとおりとする。

(卒業所要単位数)

第3条 卒業所要単位数及び履修要件等は、次のとおりとする。

授業科目の区分	区分ごとの最低修得単位数		左記以外に修得しなければならない単位数	卒業所要単位数
	スポーツ総合課程	武道課程		
一般科目	コミュニケーション科目	10	12	38
	社会・文化・自然科目	8		
	総合科目	4		
キャリア形成科目	キャリアデザイン科目	4		
専門科目	基礎科目 A	16	アスリート・コーチング系	
	基礎科目 B	10	10または11	

	応用科目		10			
	実験演習科目		2		生涯スポーツ系	
	関連実技科目		9		14	
	ゼミナール(卒業研究)		14			86
専攻科目	専修科目	アスリート・コーチング系	12		武道系	
		生涯スポーツ系	8		4または5	
		武道系		18		
	指導実践科目	アスリート・コーチング系	2または3			
		生涯スポーツ系	3			
		武道系		2または3		
教職科目	教職	「教職」科目で修得した単位は、一般科目及びキャリア形成科目の卒業所要単位として6単位まで、「専門」科目の一部の科目で修得した単位は、専門科目及び専攻科目の卒業所要単位として4単位まで認めることができます。				
	専門					

(履修年次)

第4条 第2条第3項に定める授業科目に履修年次を設定し、配置する。

2 配置された授業科目は、履修年次に履修することを原則とし、上級年次の授業科目の履修はできないものとする。

(授業時間及び授業時間割)

第5条 授業時間及び授業科目並びに教室等の割振り（以下「授業時間割」という。）は、年度または学期ごとに、別に定める。

2 前項に定めるもののほか、集中講義及び学外における授業時間並びに授業時間割は、別に定めることができる。

(担当教員)

第6条 授業科目の担当教員は、毎年度の始めに発表する。

2 担当教員の交代があった場合は、その都度発表する。

(学生の学習計画の樹立)

第7条 学生は、第2条第3項の規定による別表第1から別表第5並びに第3条の規定による卒業に必要な履修要件及び最低修得単位数並びに自己の適性、興味、進路、希望する卒業研究の要件等を考慮して、自分自身の年次別学習計画を樹立しなければならない。

2 前項の学習計画の樹立に当っては、教員が行うカリキュラム・ガイダンスに留意することを要する。

(履修登録)

第8条 学生は、自己の学習計画に基づき、当該年度に履修を希望するすべての授業科目について、あらかじめ当該授業科目の履修登録をしなければならない。

2 当該年度に履修科目として登録することができる単位数は、46単位までとする（集中講義の履修登録単位数は含まない。）。

ただし、次の各号に掲げる条件に合致する者については、次年度の履修登録単位数に上限を設けないものとする。

- (1) 当該年度に41単位以上を修得し、そのGPA評価が3.5以上の学生
- (2) 在学期間が4年を超えた学生

3 履修登録の方法は、別に定める。

(受講人員の制限等)

第9条 特定の授業科目について必要があるときは、担当教員は、受講生を限定し、または受講人員を制限することができる。

(専攻科目)

第10条 専攻科目の専修科目は、アスリート・コーチング系及び武道系は「論・実習Ⅰ～Ⅲ」を同一種目で修得し、生涯スポーツ系は別に定める科目及び「論・演習Ⅰ、Ⅱ」を同一コースで修得しなければならない。

2 専修科目等で積み上げた学習を基礎に、指導現場における実地的・実践的な実習を通じて体系的な指導力や事業的運営力、職業観・就業観及び基礎的・汎用的能力の涵養等のキャリア形成を促進することを目的とした別表第4に掲げる指導実践科目をスポーツ指導実習として位置づける。

3 スポーツ指導実習は、スポーツ指導実践概論を修得し、専修科目と同一の種目及びコースを修得しなければならない。

(関連実技科目)

第11条 専門科目の関連実技科目は、学生は所属する課程に応じ、次に掲げる各号のとおり単位を修得しなければならない。

(1) スポーツ総合課程の学生は、「海洋スポーツ」「野外活動」「アウトドアスポーツ実習(夏季)」「アウトドアスポーツ実習(冬季)」のいずれかから1単位以上修得しなければならない。

(2) 武道課程の学生のうち、専攻科目において「専修武道論・実習Ⅰ～Ⅲ－柔道」を履修する者は、「剣道」、「なぎなた」、「相撲」または「弓道」から2単位以上を、同様に「専修武道論・実習Ⅰ～Ⅲ－剣道」を履修する者は、「柔道」、「なぎなた」、「相撲」または「弓道」から2単位以上を修得しなければならない。

(学外実習)

第12条 スポーツ指導実習及びSCO-OP実習を受講するためには、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければならない。

2 教育実習を受講するためには、3年以上在学し、90単位(ゼミナールⅡの4単位を含む。)以上を修得し、かつ、第23条に掲げる科目のうち「体育学部履修要項」に示す所定の科目を修得していなければならない。

3 介護等体験及び企業実習を受講するためには、1年以上在学し、30単位以上修得していなければならない。

4 第2項に定める授業科目を除き、学外において授業を行うときは、担当教員は事前に学長に届出なければならない。

5 前4項に定めるもののほか、学外実習に関し必要な事項は「体育学部履修要項」に示す。

(ボランティア活動)

第13条 ボランティア活動(1単位)は、原則として1週間(最低5日間)の実習とする。

(スポーツ指導実習)

第14条 スポーツコーチ実習、スポーツサイエンス実習及び武道指導実習においては、原則として1週間(最低5日間または最低30時間)の実習とする。ただし、当該授業科目を2単位修得する場合は、2週間(最低10日間または最低60時間)の実習とする。

2 スポーツコーチ実習を受講する場合は、スポーツ指導実践概論、競技スポーツ論・実習Ⅰ及び競技スポーツ論・実習Ⅱを履修していなければならない。

3 生涯スポーツ指導実習(2単位)は、2週間(最低10日間または最低60時間)の実習と

する。

- 4 生涯スポーツ指導実習（2単位）を受講する場合は、スポーツ指導実践概論、または生涯スポーツ学総論、生涯スポーツ論・演習Ⅰ及び生涯スポーツ論・演習Ⅱを履修していなければならない。
- 5 武道指導実習を受講する場合は、スポーツ指導実践概論、専修武道論・実習Ⅰ及び専修武道論・実習Ⅱを履修していなければならない。

（企業実習）

第15条 企業実習（1単位）は、原則として1週間（最低5日間または最低30時間）の実習とする。ただし、当該授業科目を2単位修得する場合は、2週間（最低10日間または最低60時間）の実習とする。

（介護等体験）

第16条 介護等体験（1単位）は、2年次に行うものとし、社会福祉施設等で5日間、特殊教育諸学校で2日間の計7日間の実習とする。

（教育実習）

第17条 教育実習（4単位または5単位）は、4年次に行うものとし、実習に先立ち事前指導を、実習終了後に事後指導を1単位分行う。

（SCO-OP実習）

第18条 SCO-OP実習の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（ゼミナール）

第19条 ゼミナール（2年次開講のゼミナールⅠは自由科目、3・4年次開講のゼミナールⅡ・Ⅲは必修科目で、それぞれ4単位）は、専門科目に属する特定の授業科目に関し研究を深めるため、少人数で担当教員の指導を受ける授業形態とする。

- 2 ゼミナールⅡ（3年次開講）は、2年以上在学し、60単位以上を修得していない学生は、受講することができない。
- 3 ゼミナールⅢ（4年次開講）は、ゼミナールⅡを修得していない学生は、受講することができない。
- 4 ゼミナールⅡを修得した学生は、原則として、ゼミナールⅢにおいても同一の教員の指導を受けるものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、ゼミナールに関し必要な事項は、「体育学部履修要項」に示す。

（研究領域）

第20条 ゼミナールで指導を受ける学生は、ゼミナール指導教員の研究領域に応じて、専門科目の応用科目のうち、スポーツ・武道実践科学領域、スポーツ生命科学領域またはスポーツ人文・応用社会科学領域のいずれかの領域に係る科目から2単位以上を修得しなければならない。

- 2 ゼミナール指導教員の研究領域は、所属する系に対応し、次に掲げる各号のとおりとする。なお、各研究領域に属する授業科目は「体育学部履修要項」に定める。

- (1) スポーツ・武道実践科学系に所属する教員の研究領域：スポーツ・武道実践科学領域
- (2) スポーツ生命科学系に所属する教員の研究領域：スポーツ生命科学領域
- (3) スポーツ人文・応用社会科学系に所属する教員の研究領域：スポーツ人文・応用社会科学領域

（卒業研究）

第21条 卒業研究を行おうとする学生は、第19条第4項の教員に対して、卒業研究に関する

プロポーザルを提出し、その指導を受けなければならない。

- 2 3年以上在学し（学則第34条に規定する早期卒業を除く。）、90単位（ゼミナールⅡの4単位を含む。）以上修得していない学生は卒業研究を受講することができない。
- 3 卒業研究に係る報告書は、「体育学部履修要項」で定める日までに事務局教務課へ提出しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、卒業研究に関して必要な事項は、「体育学部履修要項」に示す。

（履修を中断した通年科目の継続履修）

第22条 学則第55条第1項に規定する休学の許可を受けた学生または学則第59条第1項に規定する留学の許可を受けた学生は、本学における履修を中断した授業科目（通年で履修する授業科目に限る。ただし、「介護等体験」を除く。以下「通年科目」という。）について、休学または留学期間の終了後に継続しての履修（以下「継続履修」という。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により継続履修できる通年科目は、休学または留学を開始した年度に履修を中断したものに限る。
- 3 継続履修できる通年科目の中断期間は、原則として1年以内とする。ただし、履修の中断期間が学期（前期または後期）ごとであるものについては、これに該当しない。
- 4 継続履修を希望する学生は、休学または留学期間終了後の2週間以内に、履修を中断した通年科目のうち継続履修を希望する科目について、あらかじめ授業担当教員及び指導教員の許可を得た上で、継続履修申請書（別紙様式1）を教務委員会委員長に提出しなければならない。
- 5 教務委員会は、前項の継続履修申請書について審査し、継続履修の適否を判断する。
- 6 教務委員会は、継続履修の適否の結果を当該学生、授業担当教員及び指導教員に通知する。

（試験）

第23条 試験は、定期試験及び追試験により行う。

- 2 試験は、担当教員が、筆記または口述による試験、実技試験及びレポートの提出等の方法により行う。
- 3 定期試験は、学期末に期日を定めて行う。
- 4 追試験は、疾病及び公式試合出場等特別な理由により定期試験を受けることができなかった者に対して行うことができる。
- 5 定期試験及び追試験の成績評価が「D」と報告された者に対する再試験は行わない。
- 6 担当教員は、原則として成績の評価をそれぞれの試験終了後1週間以内に学長に報告しなければならない。
- 7 科目の設定単位の都合上、前期、後期の両学期にわたって授業を行う科目については、原則として各学期ごとに試験を行い、その結果を評価し、合格点の場合はその学期の単位を仮認定し各学期の仮認定単位が設定単位に達した時点で授業科目を修得したこととする。
- 8 前7項に定めるもののほか、試験に関し必要な事項は「体育学部履修要項」に示す。

（成績の評価）

第24条 学則第32条に規定する授業科目の成績の評価は、次のとおりとする。

評語	評点	評価基準	摘要
S	90点～100点	到達目標を理想的なレベルで達成し、より高度な内容を自主的な学修で身につけている。	合格とし、単位を認定する。
A	80点～89点	到達目標を理想的なレベルで達成している。	
B	70点～79点	到達目標を標準的なレベルで達成している。	

C	60点～ 69点	到達目標を最低限のレベルで達成している。	
D	59点以下	到達目標を達成できていない。	不合格とし、単位を認定しない。
K	履修放棄		履修登録がなかったものとして扱うが、年間に履修登録した単位数には含める。

- 2 前項のほか、卒業研究及び介護等体験は「合格」または「不合格」、ボランティア活動は「合格」、大学以外の教育施設等における学修の単位認定科目については「認定」の評語をもって評価する。

(成績の通知)

第25条 授業科目に係る成績の通知は、当該学期の終了後に行う。

- 2 前項の通知は、学長（その事務処理は事務局教務課が行う。）が、学生個人にあてて行う。

(成績の異議申立て)

第26条 学生は、公開された成績の評価に疑義があると思われた場合、当該科目の授業担当教員に確認の後、異議を申し立てることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、成績の異議申立てに関することは、別に定める。

(不正行為)

第27条 試験に関し不正行為を行った学生に対しては、当該受験科目を無効とし、学則第63条に定める懲戒処分（退学、停学または訓告）を行う。

(教員免許状の取得)

第28条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教育職員の免許状を得ようとする学生は、教科及び教科の指導法に関する科目（別表第6）、教育の基礎的理解に関する科目等（別表第7）及び大学が独自に設定する科目（別表第8）並びに教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下、「教免法施行規則」という。）第66条の6の規定に基づき本学が開講する「日本国憲法」、「体育学概論」、「総合英語Ⅰ～Ⅶから1科目」及び「情報処理A、B、Cから1科目」を修得するものとする。

(「体育学部履修要項」)

第29条 本学体育学部の教育課程及び履修方法等について、学則及びこの規程の円滑な実施を図るため、「体育学部履修要項」を定めるものとする。

- 2 「体育学部履修要項」においては、この規程に定められていない細目的事項を定めるとともに、教育課程及び履修方法等について学生の理解を助けるための解説を行うものとする。
- 3 「体育学部履修要項」は、教務委員会の責任において編集、発行及び配付を行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日に在学する者で、既に改正前の規程に基づく教育課程の授業科目を修得している場合の教育課程及び履修方法等は、別に定める平成25年度以前の入学生の体育学部教育課程及び履修方法等に関する規程（平成26年3月20日規程第3号）によるものとする。

附 則（平27.3.6規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27.7.10 規程第14号）  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.15 規程第1号）  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.10.26 規程第25号）  
この規程は、平成28年10月26日から施行し、平成28年10月1日以降に休学または留学を開始する者に適用する。

附 則（平31.3.4 規程第3号）  
1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
2 第23条の規定にかかわらず平成30年度以前に入学した学生の教員免許状の取得については、別に定める。

附 則（平31.4.19 規程第12号）  
この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令2.3.31 規程第6号）  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令3.3.26 規程第9号）  
1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
2 この規程の施行日に在学する者で、既に改正前の規程に基づく教育課程の授業科目を修得している場合の教育課程及び履修方法等は、別に定める令和2年度以前の入学生の体育学部教育課程及び履修方法等に関する規程（令和3年3月26日規程第10号）によるものとする。

附 則（令3.12.3 規程第43号）  
この規程は、令和3年12月3日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

附 則（令4.3.28 規程第8号）  
1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
2 第28条の規定にかかわらず令和3年度に入学した学生の教員免許状の取得については、別に定める。

附 則（令5.12.20 規程第18号）  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。



別表第1 (第2条関係)  
一般科目 (スポーツ総合課程及び武道課程)

区分	授 業 科 目 名	単位数	授業の方法	
コミュニケーション科目	総合英語Ⅰ	2	演 習	
	総合英語Ⅱ	2	演 習	
	総合英語Ⅲ	2	演 習	
	総合英語Ⅳ	2	演 習	
	総合英語Ⅴ	2	演 習	
	総合英語Ⅵ	2	演 習	
	総合英語Ⅶ	2	演 習	
	中国語	2	演 習	
	韓国語	2	演 習	
	国語・文章表現法	2	講義・演習	
	ドイツ語	2	演 習	
	フランス語	2	演 習	
		日本語演習Ⅰ	2	演 習
	日本事情	2	演 習	
	日本語演習Ⅱ	2	演 習	
	現代日本事情	2	演 習	
	各国文化研究 (注1)			
社会・文化・自然科目	倫理・哲学	2	講 義	
	人権論	1	講 義	
	ジェンダー論	1	講 義	
	歴史学	1	講 義	
	社会学	1	講 義	
	日本国憲法	2	講 義	
	日本文化論	2	講 義	
	異文化理解	2	演 習	
	生物化学論	2	講 義	
	身体科学論	2	講 義	
	環境論	2	講 義	
	社会にでるための経済学	2	講 義	
	バイオメカニクスを学ぶための物理数学	2	講 義	
	九州学 (歴史・文化)	1	講 義	
九州学 (産業・社会)	1	講 義		
九州学 (自然)	1	講 義		
九州学 (環境・生命)	1	講 義		
総合科目	総合演習 A	2	演 習	
	総合演習 B	2	演 習	
	情報処理 A	2	演 習	
	情報処理 B	2	演 習	
	情報処理 C	2	演 習	
	AⅠ入門	1	演 習	
	プレゼンテーション・討論Ⅰ	1	演 習	
	プレゼンテーション・討論Ⅱ	1	演 習	
	交流リベラルアーツ (注2)			

(注1、2) 単位互換科目

別表第2（第2条関係）

キャリア形成科目（スポーツ総合課程及び武道課程）

区分	授 業 科 目 名	単位数	授業の方法
キャリアデザイン科目	キャリアデザインⅠ	2	講義・演習
	キャリアデザインⅡ	1	講義・演習
	キャリアデザインⅢ	1	講義・演習
	キャリアセミナー	1	演 習
	キャリアコミュニケーション	2	講義・演習
	企業実習	1（2）	実 習
	キャリア対策セミナー	1	演 習
	ボランティア活動	1	実 習

別表第3（第2条関係）

専門科目（スポーツ総合課程及び武道課程）

区分	授 業 科 目 名	単位数	授業の方法	
基 礎 科 目	A	解剖生理学	2	講 義
		体育学概論	2	講 義
		体育・スポーツ史	2	講 義
		健康教育学	2	講 義
		運動生理学	2	講 義
		スポーツ栄養学	2	講 義
		スポーツ社会学	2	講 義
		スポーツマネジメント概論	2	講 義
		生涯スポーツ学概論（注3）	2	講 義
		スポーツ心理学	2	講 義
		バイオメカニクス	2	講 義
	B	衛生学・公衆衛生学	2	講 義
		スポーツ医学	2	講 義
		救急処置論・実習	2	講義・実習
		トレーニング科学概論	2	講 義
		スポーツメンタルトレーニング論	2	講 義
		運動学概論	1	講 義
		学校保健	2	講 義
		スポーツと法	2	講 義
		コーチ学概論	1	講義・演習
		障がい者スポーツ論	2	講 義
		武道学概論	2	講 義
		応 用 科 目	コンディショニング論・実習	2
生涯スポーツ実践論	2		講 義	
武道史	2		講 義	
運動生化学	2		講 義	
アスレチックトレーナー論	2		講 義	
アスレチックトレーナー実習	1		実 習	
スポーツ産業論	2		講 義	
スポーツ文化論	2		講 義	
スポーツトレーニング実践論	2		講義・演習	
スポーツ政策論	2		講 義	
武道文化論	2		講 義	
身体発育発達・老化論	2		講 義	
スポーツ戦術実践論	2		講 義	
スポーツ調査法	2		講 義	
スポーツビジネス論	2		講 義	
体育・スポーツ統計学	2		講 義	
スポーツマーケティング論	2		講 義	
運動処方論	2		講 義	
応用スポーツ心理学	2		講 義	
イベント管理学概論	2		講 義	
ヘルスプロモーション論・実習	2		講義・実習	
スポーツ国際開発論	2		講義・演習	
スポーツパフォーマンス研究論	2		講 義	
救急法実習	1	実 習		
実験演 習科目	体育学実験Ⅰ	2	演 習	
	体育学実験Ⅱ	4	演 習	
関 連 目 実 技 科	陸上・体操・水泳	2	実 技	
	サッカー	1	実 技	
	ラグビー	1	実 技	
	バスケットボール	1	実 技	
	テニス	1	実 技	
	バレーボール	1	実 技	
	バドミントン	1	実 技	
	卓球	1	実 技	
ソフトボール	1	実 技		

	ゴルフ	1	実技
	柔道	1	実技
	剣道	1	実技
	なぎなた	1	実技
	相撲	1	実技
	弓道	1	実技
	ダンス	1	実技
	エアロビックダンス	1	実技
	野外活動	1	実技
	アウトドアスポーツ実習 (夏季)	1	実技
	アウトドアスポーツ実習 (冬季)	1	実技
	海洋スポーツ	1	実技
	ジョギング&ウォーキング	1	実技
	生涯スポーツ・レクリエーション&ゲームズ	1	実技
	体力トレーニング	1	実技
ゼミ ナール (卒業研 究)	ゼミナールⅠ	4	演習
	ゼミナールⅡ	4	演習
	ゼミナールⅢ	4	演習
	卒業研究	6	演習

(注3) 専攻科目における生涯スポーツ系を選択する者は、「生涯スポーツ学概論」(2)を修得することを推奨する。

別表第4（第2条関係）

専攻科目（スポーツ総合課程及び武道課程）

区 分	授 業 科 目 名		単 位 数	授業の方法				
専 修 科 目	ア ス リ ー ト ・ コ ー チ ン グ 系	競技スポーツ論・実習 I、II、III、IV	陸上競技 水泳 体操競技 バレーボール バスケットボール サッカー テニス 海洋スポーツ 自転車競技 野球	各4	講義・実技			
		生 涯 ス ポ ー ツ 系	生涯スポーツ学総論			2	講 義	
			生涯スポーツ論・演習 I			2	講義・演習	
			生涯スポーツ論・演習 II			2	講義・演習	
			生涯スポーツ論・演習 III			2	講義・演習	
		系 武 道	専修武道論・実習 I、II、III、IV			柔道 剣道	各6	講義・実技
			指 導 実 践 科 目			スポーツ指導実践概論	1	講 義
		スポーツ指導実習				スポーツコーチ実習	1または2	実 習
	生涯スポーツ指導実習			2				
	武道指導実習			1または2				
	SCO-OP 実習	4	実 習					

別表第5（第2条関係）

教職科目（スポーツ総合課程及び武道課程）

区分	授 業 科 目 名	単位数	授業の方法	
教 職 関 連 科 目	教師論	2	講 義	
	教育心理学	2	講 義	
	特別支援教育	1	講 義	
	道徳の理論と指導法	2	講 義	
	総合的な学習の時間の指導法	1	講 義	
	特別活動論	1	講 義	
	教育方法・技術	2	講 義	
	教育の方法と技術	1	講 義	
	教育と I C T 活用	1	講 義	
	学校と教育の歴史	2	講 義	
	教育法・教育行政	2	講 義	
	教育課程論	1	講 義	
	生徒・進路指導論	2	講 義	
	教育相談・カウンセリング論	2	講 義	
	介護等体験	1	実 習	
	専 門	保健体育科教育法 I	2	講 義
		保健体育科教育法 II	2	講 義
		保健体育科教育法 III	2	講義・演習
		保健体育科教育法 IV	2	講義・演習
		教育実習 I	5	実 習
		教育実習 II	4	実 習
		教職実践演習（中・高）	2	演 習

別表第6(第28条関係)

教科及び教科の指導法に関する科目及び修得単位数

教免法施行規則に定める科目区分等		科目区分	左記に対応する本学の開講授業科目	
科目区分及び各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			
教科に関する専門的事項	体育実技	1	専修科目 競技スポーツ論・実習（陸上競技 水泳 体操競技 バレーボール バスケットボール サッカー テニス 海洋スポーツ 自転車競技 野球） 専修武道論・実習（柔道 剣道）	
		1	関連実技科目 陸上・体操・水泳 サッカー ラグビー バスケットボール テニス バレーボール バドミントン 卓球 ソフトボール ゴルフ 柔道 剣道 なぎなた 相撲 弓道 ダンス エアロビクスダンス 野外活動 アウトドアスポーツ実習（夏季） アウトドアスポーツ実習（冬季） 海洋スポーツ ジョギング&ウォーキング 生涯スポーツ・レクリエーション&ゲームズ 体力トレーニング（下欄2参照）	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	1	基礎科目A	スポーツ社会学 スポーツマネジメント概論 スポーツ心理学 体育・スポーツ史（下欄3参照） 生涯スポーツ学概論
			基礎科目B	○運動学概論 コーチ学概論 スポーツメンタルトレーニング論 武道学概論 スポーツと法
			応用科目	スポーツ政策論 応用スポーツ心理学 スポーツマーケティング論 武道文化論 武道史 スポーツ戦術実践論 スポーツ産業論 スポーツ調査論 スポーツビジネス論
			ゼミナール	ゼミナールⅡ、Ⅲ
			専攻科目	生涯スポーツ学総論
			指導実習科目	生涯スポーツ指導実習
	生理学（運動生理学を含む。）	1	社会・文化・自然科目	身体科学論
			基礎科目A	○運動生理学 解剖生理学 スポーツ栄養学 バイオメカニクス スポーツ医学
			基礎科目B	トレーニング科学概論
			応用科目	運動処方論 コンディショニング論・実習 身体発育発達・老化論 運動生化学 ヘルスプロモーション論・実習
		実験演習科目	体育学実験Ⅰ、Ⅱ	
衛生学・公衆衛生学	1	基礎科目A	○衛生学・公衆衛生学	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	基礎科目A	健康教育学	
		基礎科目B	○救急処置論・実習 ○学校保健	
		応用科目	アスレチックトレーナー論	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8 (4)	教職関連科目	保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅲ 保健体育科教育法Ⅳ	
計	28 (24) 以上			

(履修方法等)

- 1 ○は、必ず修得しなければならない授業科目（一般的包括的内容を含む科目）を示す。
- 2 『体育実技』の単位は、関連実技科目のなかで一般的包括的内容を含む科目に設定されている下記①～③の科目について次のとおり修得するものとする。
  - ① 「陸上・体操・水泳」「ダンス」は必ず修得するものとする。
  - ② 「バスケットボール」「サッカー」「バレーボール」「テニス」「卓球」「バドミントン」「ソフトボール」のうちから1科目以上修得するものとする。
  - ③ 「柔道」「剣道」のうちから1科目以上修得するものとする。
- 3 『体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史』の単位は、「スポーツ社会学」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうちから1科目以上修得するものとする。
- 4 ( ) は、高等学校教諭一種免許状を受ける場合の最低修得単位数を示す。



別表第7(第28条関係)

教育の基礎的理解に関する科目等及び修得単位数

教免法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の開講授業科目等		
科目	各科目に含める必要事項	最低修得単位数	授業科目	単位	開設年次
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	学校と教育の歴史	2	3
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師論	2	1
	教育に関する社会的、制度的または経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育法・教育行政	2	3
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	1	3
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (8)	道徳の理論と指導法	2	2
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1	2
	特別活動の指導法		特別活動論	1	2
	教育の方法及び技術		教育の方法と技術	1	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育とICT活用	1	2
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	3
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談・カウンセリング論	2	3		
教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	教育実習Ⅰ	5	4
	教職実践演習	2	教育実習Ⅱ	4	4
		27 (23)	教職実践演習（中・高）	2	4
(履修方法等) 1 ( )は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数を示す。 2 「道徳の理論と指導法」については、高等学校教諭一種免許状を取得する場合には修得を要しない。 3 教育実習については、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状を取得する場合は「教育実習Ⅰ」を、高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は「教育実習Ⅱ」を修得しなければならない。					

別表第8(第28条関係)

大学が独自に設定する科目及び修得単位数

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開講授業科目等	
教免法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数	授 業 科 目	単 位 数
大学が独自に設定する科目	中 4 高 1 2	ボランティア活動 ※介護等体験 ※※道德の理論と指導法 総合演習A 総合演習B	1 1 2 2 2
<p>(履修方法等)</p> <p>1 ※の科目は、中学校教諭一種免許状の取得において必修とする。</p> <p>2 ※※の科目は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合において、大学が独自に設定する科目の単位とする。</p> <p>3 「教科及び教科の指導法に関する科目」または「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とする。</p>			

令和 年 月 日

## 継続履修申請書

教務委員会委員長 様

課 程 : \_\_\_\_\_  
学 年 : \_\_\_\_\_  
学籍番号 : \_\_\_\_\_  
氏 名 : \_\_\_\_\_ 印  
(自署)

次のとおり休学（留学）しておりましたが、休学（留学）前に履修していた下記の授業科目を継続履修したいので、許可くださるようお願いいたします。

1. 休学（留学）期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
2. 休学（留学）理由 \_\_\_\_\_

### 記

授業科目名 : \_\_\_\_\_

単 位 数 : \_\_\_\_\_ 単位

担当教員 : \_\_\_\_\_ 印 指導教員 : \_\_\_\_\_ 印

※本申請書は、休学していた期間が原則として1年以内の通年科目に限り申請できます。

- 1) 継続履修を希望する科目毎（1科目につき1枚）に作成してください。
- 2) 休学期間終了後2週間以内に教務課へ申請してください。
- 3) あらかじめ指導教員及び授業担当教員の承認を得てください。